

認定書

国住参建第 3597 号
令和 7 年 12 月 12 日

吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 46 条第 4 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FRM-0778

2. 認定をした構造方法等の名称

厚 9.5mm 軽量両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板／めっき鉄丸くぎ NZ50／外周部@75mm、中通り@150mm／壁長さ 600mm／大壁造の直張り仕様
／木造軸組耐力壁における構造方法

3. 認定をした構造方法等の内容

3.0 の倍率を有する軸組（耐力壁）
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。
令和 7 年 10 月 1 日より大臣印の押印が廃止されております。

1. 構造方法の名称

厚 9.5mm 軽量両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板／めっき鉄丸くぎ NZ50／外周部
@75mm、中通り@150mm／壁長さ 600mm／大壁造の直張り仕様／木造軸組耐力壁

2. 構造の概要

(1) 面材の概要

a) 面材の名称

軽量両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板

b) 面材の構成及び組成

面材の断面図を図1に示す。また、その構成材及び組成を表1に示す。

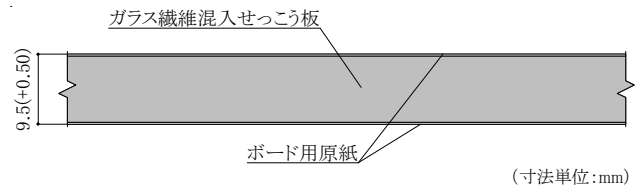


図1 面材の断面図

表1 構成材及び組成

表裏面材： ボード用 原紙	組成などは社外秘とさせていただきます。
芯材： ガラス繊維 混入 せっこう板	組成などは社外秘とさせていただきます。

c) 寸法

	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)
寸法	9.5	600~1000	1800~4500
許容差	0~+0.5	±2.5	0~+3

d) 側面加工形状

図2に示すベベルエッジ又はスクエアエッジとする。

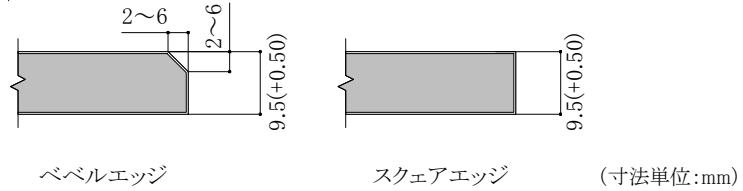


図2 側面加工形状断面図

e) 品質の基準

国土交通大臣の認定を取得した面材（認定番号：QM-0954-1）に対し、面材の厚さの範囲を制約している。

性能：（試験方法はJIS A 6901：2014による。）

含水率 (%)	曲げ破壊荷重 (N)		単位面積当たりの質量 (kg/m ²)
	長さ方向	幅方向	
3以下	500以上	200以上	6.84~8.36

外観：軽量両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せこう板の両面及び側面には、使用上有害な欠け、割れ、汚れ、きずなどがあってはならない。

(2) 軸組材の仕様概要

部 位		寸 法 等
柱、土台、胴差、桁、梁	断面寸法	見付け105mm×見込み105mm以上
間柱	断面寸法	見付け27mm×見込み105mm以上
柱の間隔		600mm
間柱と柱の間隔		300mm
横架材間の内法寸法		1855mm以上3000mm以下

(3) 接合具の仕様

規格名称：くぎ

規格番号：JIS A 5508:2009

種類：めっき鉄丸くぎ

呼び：NZ50

(4) その他の仕様

特になし。

3. 耐力壁の適用範囲

- (1) 当該耐力壁の適用範囲は、建築基準法施行令第40条から第47条および第49条に準拠した木造軸組とする。
- (2) 当該耐力壁は、外周壁の屋外側下地材、室内側下地材及び内部壁の下地材に用いるものとする。当該耐力壁を外周壁の屋外側下地材として用いる場合は、防水紙その他適切な防水措置を講じるものとする。
- (3) 建築基準法施行令第46条第4項に定める軸組又は昭和56年建設省告示第1100号に定める軸組を併用する場合は、倍率の数値7を限度としてそれぞれの面材耐力壁の倍率の数値を加算できるものとする。ただし、加算した倍率の数値の合計が5を超える場合には、当該の壁の軸組材に実際に作用する圧縮力及び引抜力に対して横架材・基礎ばりが十分な耐力を有することを確認すること。
- (4) 当該耐力壁は、構面内水平方向において耐力壁と連続して配置しない。

4. 耐力壁の施工仕様の概要

(1) 軸組材

- ①柱と土台、胴差、桁および梁（以下、横架材と記す）の断面寸法は見付け105mm×見込み105mm以上とする。
- ②間柱の断面寸法は見付け27mm×見込み105mm以上とする。
- ③柱の間隔は、600mmとする。
- ④間柱と柱の間隔は、300mmとする。
- ⑤横架材間の内法寸法は、1855mm以上3000mm以下とする。

(2) 面材の割付

面材は軸組材に直張りとし、面材の幅が600mmで、1枚の板で縦張りとする。
面材長さは1915mm～3060mmで、これは面材のかかり代が最小の場合の値を示す。

(3) 面材の留め付け

- ①面材は、めっき鉄丸くぎNZ50を用いて、面材の外周部ではくぎ相互のマーキング間隔を75mm（マーキングからのずれの許容差：±8mm）以下で柱、横架材に、面材の中通りの部分ではくぎ相互のマーキング間隔を150mm（マーキングからのずれの許容差：±15mm）以下で間柱に留め付ける。ただし、面材端部に間隔の狭い箇所が集中するような極端な配置とならないようにする。
- ②くぎが有効に作用するように、面材の端部とくぎとの間隔（へりあき距離）は、横架材では15mm（許容差：±3mm）、柱では12mm（許容差：±2mm）とする。
- ③面材の外周部及び中通りの部分におけるくぎ本数について、面材の長手方向及び短手方向の辺長（H、L）からへりあき距離（ H_1+H_2 、 L_1+L_2 ）を減じた長さ（ $H-(H_1+H_2)$ 、 $L-(L_1+L_2)$ ）を算出し、その長さを各部のくぎ間隔（P、Q）で除する。
外周部のくぎ本数はその値の小数第一位を切り上げて1を加えた値とし、中通りの部分のくぎ本数はその値の小数第一位を切り上げて1を減じた値とする。
なお、図3に示す通り、面材四隅のくぎは長手・短手両方向のくぎ本数として数えることとするが、中通りの部分と外周部のくぎを結ぶ直線上のくぎは、中通りの部分のくぎ本数として数えないものとする。また、くぎ本数の一覧を表2に示す。
ここで、Lは600mmの値、Hは耐力壁の施工仕様に応じた面材長さの値、 H_1 及び H_2 は15mm、 L_1 及び L_2 は12mm、Pは75mm、Qは150mmとする。

表2 くぎ本数一覧

項目	仕様
面材と軸組	種類 : めっき鉄丸くぎ NZ50
	間隔 : 外周部間隔 75mm 以下 中通り間隔 150mm 以下 面材長辺からの縁端距離 柱位置 12mm 面材短辺からの縁端距離 横架材位置 15mm
本数	面材外周部 短手方向長さ 600mm 9本
	面材外周部 長手方向長さ 1915mm 以上 1980mm 以下 27本 1980mm 以上 2055mm 以下 28本 2055mm 以上 2130mm 以下 29本 2130mm 以上 2205mm 以下 30本 2205mm 以上 2280mm 以下 31本 2280mm 以上 2355mm 以下 32本 2355mm 以上 2430mm 以下 33本 2430mm 以上 2505mm 以下 34本 2505mm 以上 2580mm 以下 35本 2580mm 以上 2655mm 以下 36本 2655mm 以上 2730mm 以下 37本 2730mm 以上 2805mm 以下 38本 2805mm 以上 2880mm 以下 39本 2880mm 以上 2955mm 以下 40本 2955mm 以上 3030mm 以下 41本 3030mm 以上 3060mm 以下 42本
	面材中通り 長手方向長さ 1915mm 以上 1980mm 以下 12本 1980mm 以上 2130mm 以下 12本 または 13本 2130mm 以上 2280mm 以下 13本 または 14本 2280mm 以上 2430mm 以下 14本 または 15本 2430mm 以上 2580mm 以下 15本 または 16本 2580mm 以上 2730mm 以下 16本 または 17本 2730mm 以上 2880mm 以下 17本 または 18本 2880mm 以上 3030mm 以下 18本 または 19本 3030mm 以上 3060mm 以下 19本 または 20本

(4) その他の施工仕様
特になし

(5) 施工図
施工図を図4および図5に示す。

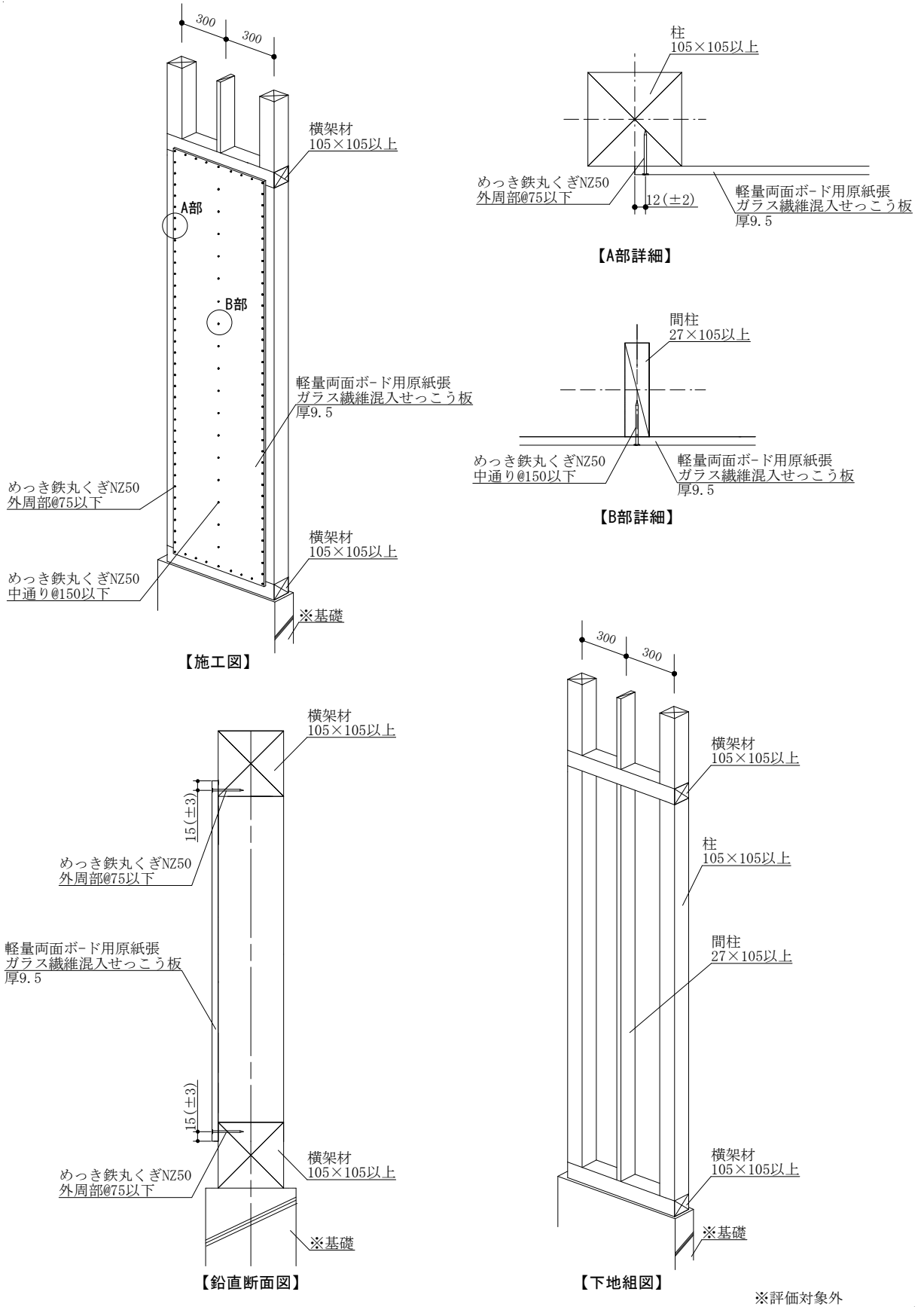


図4 施工詳細図 (寸法単位: mm)

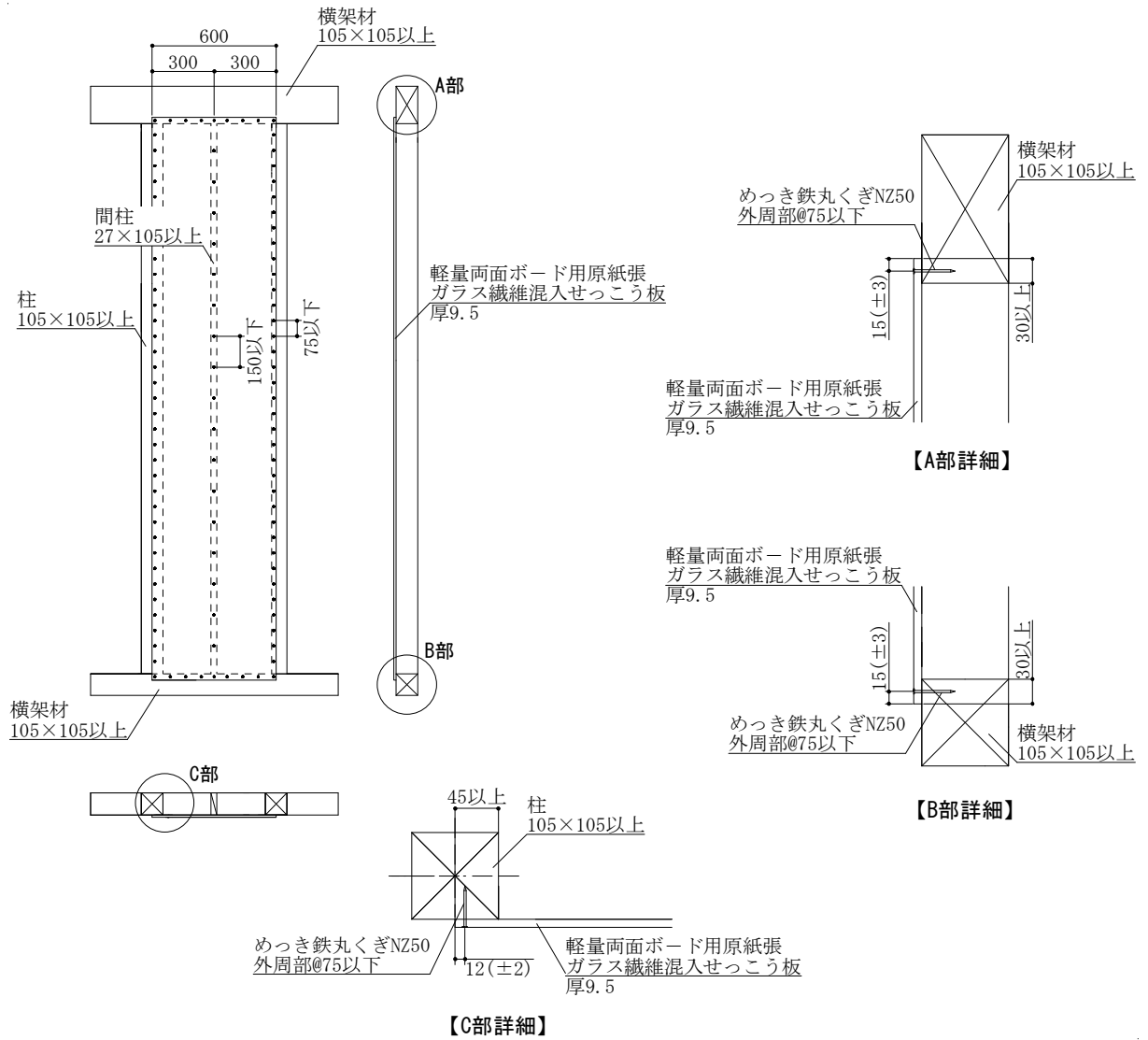


図5 施工図 (寸法単位: mm)